国際奈良学セミナーハウス条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十二号）第九条第二項及び奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する国際奈良学セミナーハウス及び吉城園の利用料金の額を次のとおり承認しました。

平成二十一年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　国際奈良学セミナーハウス

（1）　研修施設の利用料金

施設	利用料金				
旧世尊院	午前（午前九時から正午まで）	午後（午後一時から午後五時まで）	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	夜間（午後六時から午後十時まで）	午後・夜間（午後一時から午後十時まで）
	四、〇〇〇円	四、九〇〇円	八、九〇〇円	五、二〇〇円	一〇、一〇〇円

（２）

設備の利用料金

研修室						
	全日（午前九時から午後十時まで）	午前（午前九時から正午まで）	午後（午後一時から午後五時まで）	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	夜間（午後六時から午後十時まで）	午後・夜間（午後一時から午後十時まで）	全日（午前九時から午後十時まで）
宿泊研修棟	一二、七〇〇円	一、八〇〇円	二、四〇〇円	四、二〇〇円	二、三〇〇円	四、七〇〇円	五、九〇〇円

	設備等の名称	単位	利用料金
音響設備	コンパクトディスクプレーヤー	一台	一、一〇〇円
	マイク	一個	六〇〇円
	マイクスタンド（床上）	一本	二〇〇円
	マイクスタンド（卓上）	一本	一五〇円
映写設備	ビデオテープレコーダー	一台	一、八〇〇円
	オーバーヘッドプロジェクター	一台	一、一〇〇円
	スライド映写機	一台	一、五〇〇円
	一六㎜映写機	一台	二、五〇〇円
	映写用スクリーン	一台	三五〇円

（3）宿泊料（一人一泊当たり）

（一）一日又は二日連続して宿泊する場合の宿泊料

区分	一室一人	一室二人	一室三人	一室四人以上
洋室（ツイン）	四、九〇〇円	四、三〇〇円	―	―
和室	四、九〇〇円	四、三〇〇円	三、八〇〇円	三、五〇〇円

（八帖）	
特別室（八帖）	五、六〇〇円
	四、九〇〇円
	四、三〇〇円
	四、〇〇〇円

（二）三日以上連続して宿泊する場合の宿泊料

区分		
三泊以上三泊目以降の宿泊料	一室一人	四、六〇〇円
	一室二人	四、〇〇〇円
	一室三人	―
	一室四人以上	―
洋室（ツイン）		四、六〇〇円
和室（八帖）		四、〇〇〇円
特別室（八帖）		五、三〇〇円
		四、六〇〇円
		四、〇〇〇円
		三、五〇〇円
		三、二〇〇円
		三、七〇〇円

二　吉城園

（1）入園料

区分	個人	団体
大人（高校生以上）	二五〇円	二二〇円
小人（中学生以下）	無料	無料

備考　「団体」とは、責任者に引率された二十人以上の者をいう。

（２）

茶室の利用料金

区分		利用料金
午前	午前九時から正午まで	一二、〇〇〇円
午後	午後一時から午後五時まで	一四、〇〇〇円
全日	午前九時から午後五時まで	二四、〇〇〇円

備考　野点をするときの利用料金は、この表に定める額の一・二倍に相当する額とする。